

日本形成外科学会形成外科領域専門医制度： 再建・マイクロサージャリー分野指導医 第3回認定審査について

2021年7月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会
委員長 門田 英輝

日本形成外科学会は、日本形成外科学会形成外科領域専門医制度特定分野指導医細則および再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則に基づき、再建・マイクロサージャリー分野指導医認定審査を下記の要領で実施いたします。

1. 再建・マイクロサージャリー分野指導医申請者の資格

再建・マイクロサージャリー分野指導医申請者の資格は、日本形成外科学会形成外科領域専門医制度特定分野指導医細則第3章特定分野指導医申請資格を有した者です。

(細則より抜粋)

第3章 特定分野指導医の認定

(特定分野指導医資格)

第6条 特定分野指導医は、以下を充足しなければならない。

- (1) 形成外科領域専門医資格を有しているもの
- (2) 学会が定める形成外科専門研修施設もしくは当該特定分野指導医が常勤している施設において、形成外科領域専門医資格を取得後に、当該特定分野に関する研修歴を3年以上有していること
- (3) 当該特定分野に関する学術研究成果を発表していること
- (4) 当該特定分野に関して、所定の診療実績があること
- (5) 学会が主催する当該特定分野の指導医認定教育セミナーを、2回以上受講していること

2. 前項の詳細に関しては別に定める。

2. 認定審査に必要な提出書類

* 日本形成外科学会形成外科領域専門医制度特定分野指導医細則および再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則に基づき、以下の認定審査用書類(様式1～6)が日本形成外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードしてご使用ください。

<<https://jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html#contents10>>

- 1) 日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医認定申請書(様式1)
- 2) 履歴書(様式2)
- 3) 研修証明書(様式3)
- 4) 形成外科専門医認定証(コピー)
- 5) 業績目録(様式4)

日本形成外科学会学術集会、日本マイクロサージャリー学会学術集会、日本手外科学会学術集会の

いずれかにおける再建・マイクロサージャリー領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、再建・マイクロサージャリー領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。

*学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、各学術集会での座長や司会歴も含まれる。

*執筆指導者（発表指導者）とは、共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）が該当する。

6) 症例の記録その1 <手術記録(様式5)>※データでの提出

7) 症例の記録その2 <手術症例の一覧(様式6)>

8) 教育セミナー受講証明書2枚

注：教育セミナーは2019年度より開始しております。ただし制度開始後3年間は不要となりますので本年までは不要です。

9) 認定審査料振込の領収書(コピー)

3. 認定審査料

10,000円を所定の口座にお振り込みください。なお、既納の申請審査料は返還しません。

4. 書類提出期間

7月20日～8月31日(消印有効)

5. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は、簡易書留またはレターパックにて委員会へ送付してください。

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F
一般社団法人日本形成外科学会 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会 宛
TEL: 03-5287-6773 FAX: 03-5291-2176

※振込につきましては、郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

郵便振替口座：00130-2-514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

または

ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

6. 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定審査および試験の実施時期

特定分野指導医細則第8条に記載のとおり、認定審査は書類審査と試験からなります。

本年については書類審査を2021年9月末日までに実施する予定です。

また、試験については第48回日本マイクロサージャリー学会学術集会中の2021年12月2日(木)を予定しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合があります。

(試験日の詳細については書類審査合格者に別途お伝えいたします)

7. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会が学会へ報告を経て申請者に通知します。

合格者は認定登録料10,000円を所定の口座にお振り込みください。

認定登録料の納付を確認した後は、学会が再建・マイクロサージャリー分野指導医資格名簿に登録のうえ公示します。

認定証は、追って本人に送付します。

【申請書類記入・作成に関する注意事項】

- 1) ダウンロードした書類に作成してください。
- 2) 年号の記載は西暦を用いてください。
- 3) 業績は本会入会後の再建・マイクロサージャリーに関するものに限り、業績目録に併せて、各学術集会プログラム抄録集の申請の発表（講演）が掲載されているページのコピー、論文の最初のページ（題名と執筆者が記載されている）のコピーを添付してください。
- 4) 症例報告（手術記録，手術症例の一覧表）を作成する際、以下の点にご留意ください。
 - ・ 症例報告として、所定様式の用紙に手術記録 10 例（様式 5），手術症例の一覧表 50 症例（様式 6）を提出してください。
 - ・ 手術記録（10 例）は術前，デザイン（シェーマでも可），術後 6 ヶ月以上経過の写真が必要とします。術中，術直後の写真（必要あれば CT，MRI 画像など）も可能な限り提出してください。手術記録はパワーポイント形式のデータで作成し，記録媒体（USB メモリや CD-R など）に保存して提出してください。なお，原本は申請者が責任をもって保管してください。
 - * 悪性腫瘍による術後早期の死亡などによって術後 6 ヶ月以上の経過観察ができなかった症例については，その旨を記録中に付記した上で，その経過などを記載し経過観察しえた最後の写真を提出してください。
 - ・ 手術記録（10 例）は，下記手術が該当します。
 - ① 症例の条件
執刀例（または指導助手）に限り、ます。
 - ② 術式の条件
 - a) 頭頸部の再建手術
 - b) 乳房の再建手術
 - c) 体幹部（乳房以外）の再建手術
 - d) 四肢の再建手術（再接着含む）
 - e) その他のマイクロサージャリー手術（血管・リンパ管・神経の再建）
- 注 1：10 例のうち血管柄付き遊離組織移植による再建が 5 例以上必要です。
- 注 2：上記 5 領域のうち，2 領域以上の症例を含む必要があります。一つの領域の症例は 8 例までとします。
- 注 3：同一症例でも部位が違えば，上記 a)～e) の複数のカテゴリーにて提出することはかまいません。
- 注 4：委員会において，症例報告（手術記録，手術症例の一覧表）として相応しくない症例（単純な植皮術など）と認定された場合は書類審査が不合格となりますのでご注意ください。
- ・ 手術症例の一覧表（50 症例）は，下記手術が該当します。
 - ① 症例の条件
経験症例を記入してください（執刀例に限りません）。
 - ② 術式の条件
手術記録（10 例）で示した 5 領域のうち，3 領域以上の症例を含む必要があります。手術記録の 10 例は手術症例の一覧表に含めることはできません。
 - 注：委員会において，症例報告（手術記録，手術症例の一覧表）として相応しくない症例（単純な植皮術など）と認定された場合は書類審査が不合格となりますのでご注意ください。

なお、手術症例の一覧表（様式6）はエクセルファイルとして提供されています。プリントアウトした状態で提出してください。

【問い合わせ先】

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 F

一般社団法人日本形成外科学会 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会 宛

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com

お問い合わせは、E-mailにてお願いいたします。